

2024年10月8日
法制審議会民法(成年後見等関係)部会
ヒアリング資料

社会福祉施設における 知的障害のある人の日常的な金銭管理支援について

社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会
東京都育成会権利擁護支援センター
主任支援員 田邊 裕子

社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会が運営している事業(全体)

- 設立 昭和36年(1961年) 東京の各地域の親の会の連合体として発足
昭和47年(1972年) 社会福祉法人 認可(「東京都精神薄弱者育成会」)

居住系事業

- ・障害者支援施設
- ・共同生活援助
- ・宿泊型自立訓練

日中活動系事業

- ・生活介護
- ・就労支援
(就労移行、就労継続、就労定着)
- ・自立訓練
- ・その他

その他(相談事業など)

- ・相談支援
- ・基幹相談支援センター
- ・地域活動支援センター
- ・その他

- 対象は主に知的障害のある人
- 東京都内にて設置・運営
- 利用者数 2,687人(法人全体)



(社福)東京都手をつなぐ育成会
ホームページ

(<https://www.ikuseikai-tky.or.jp/>)

(社福)東京都手をつなぐ育成会が運営する居住系の事業所

事業の種類	運営事業所数と定員	概要
障害者支援施設 (入所施設)	5か所 (定員 300名)	比較的、介護度の高い人が利用。 外出時の同行や、買い物の代行・同行の 支援もある。発語や書字によるコミュニ ケーションが難しい人も利用している。
宿泊型自立訓練 (うち都型通勤寮)	4カ所 (定員 120名)	原則的に企業就労している方が利用。 ひとりで通勤を含めた外出をし、比較的 経済活動が活発な人が多い。利用期限は 原則、2年間。利用者の平均年齢は23.1 歳。約8割が20歳代。
共同生活援助 (グループホーム)	84カ所 (定員 400名)	介護度が比較的高い人から、就労している 人まで幅が広い。グループホーム以外の 福祉サービスも利用している人が多い。 1ユニット4～7名で生活している。 平均年齢は52.6歳(最高齢は81歳)。

預り金(※)の支援の内容

本人またはご家族等からの依頼を受け、本人の金銭について下記の支援を行っています。

- ① 日常生活で使用する範囲での現金の出納の支援
- ② 本人の預貯金通帳や印鑑などの管理保管
- ③ 収支管理
- ④ 本人の金銭にまつわる手続きの申請等の手伝い
- ⑤ 本人自身の考える「自分のお金の使い道」や「やりくりについて」の相談への助言など

最近はキャッシュレス決済の使用やデジタル化への対応が増えつつある

(※) 東京都手をつなぐ育成会では依頼により預かっている本人の金銭を「預り金」と呼んでいます。

預り金等を管理している状況の整理

長年の「預り金」の支援・管理を経て、状況整理の必要性が生じました。

○ 「預り金」の支援・管理が始まった背景

通勤寮の運営開始や生活寮の開設などに伴い生じた「本人のお金を法人が預かる」必要性

⇒ 本人の日常的な暮らしの中で必要となる範囲の金銭を、本人の身近な生活圏内で管理することで実現する「市民としての暮らし」

○ 時代や意識の変化

本人の暮らしぶりの変化、障害福祉サービスの発展

成年後見制度との関係、「利益相反」という考え方 等

○ 状況整理の必要性

法人内での検討会の立ち上げ

⇒ 「連続勉強会 法人が金銭を預かる意味」を実施(2018年～2020年)₅

連続勉強会での検討内容

○ 法人が本人の金銭を預かっている理由の確認

- ・本人またはご家族等からの依頼があったから
- ・家族が遠方に住んでいるため
- ・預からないと本人の必要なことにお金が使えないため
- ・経済的搾取から護るため
- ・事業所を利用した後の暮らしに備えて貯めることができる
- ・健康管理や余暇、日中の活動などの支援には本人のお金が必要になるため

○ 他の制度や仕組みとの併用の検討

- | | |
|----------|--------------|
| ① 成年後見制度 | ② 日常生活自立支援事業 |
| ③ 事務管理 | ④ 委任による契約 |

連続勉強会での検討内容

○ 法人内での預り金に関する調査の実施

本人、支援者、管理者を対象

○ 状況の整理、金銭を預かる課題と意味の確認

○ まとめ(施策提言)

「社会福祉法人は、法人が提供する障害福祉サービスを利用する人たちの金銭を現に預かっている。しかしながらその営為を支える社会環境は知的障害のある本人の権利を擁護するという面では脆弱な状況だといえる。したがって国は金銭を預かることを生活支援の一環と位置づけるべきである。また、支援環境の構築のための研究を本格的に国や自治体としても行うべきであり、本人の権利擁護を導き出すようなガイドラインもしくはより具体的な方策・方針を出す必要がある。」

預り金等支援の課題

- 本人の自己決定を支援するための「預り金等支援」の体制整備
 - ・ 保護や管理に偏重しがちな対応からの脱却 … 意思決定の支援の重要性
- 時代の流れに沿った支援への変革
 - ・ 「社会福祉施設を利用する人」の変化
障害のあるなしに関わらず、「本人の希望する暮らし」の実現を支援する、
という考え ⇒ **障害者権利条約「私たちのことを私たち抜きで決めないで」**
 - ・ キャッシュレス決済やデジタル化への対応
- 「社会福祉施設における金銭管理の支援」の役割が今後、問われていく
 - ・ 支援内容の転換
 - ・ 多様なサポート体制をどのようにつくるか
 - ・ 福祉従事者以外の関係者の必要性

成年後見制度についての意見

○ 本人を中心とした権利擁護の支援のための成年後見制度として

⇒ ・知的障害がある人たちの納得と支援者の理解

○ 相続手続きなどのために申立てする事例は多い

⇒ ・「必要な時」に「必要なこと」のための成年後見制度

○ 「親亡きあと」のための申立て検討についての相談もある

⇒ ・家族の支援力に依存しすぎない曰ごろからの支援体制の構築

(障害福祉、地域福祉など総合的な体制が必要)

・地域での権利擁護支援の体制づくり…重度知的障害のある人も含めて

○ 「権利侵害からの回復」のための権利擁護支援策として重要

⇒ ・成年後見制度の重要性の確認

2024年10月8日 法制審議会民法(成年後見等関係)部会ヒアリング資料



<https://www.ikuseikai-tky.or.jp/center/>

社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会 ホームページ
(預り金等支援規程 掲載ページ)